

官報

号外

平成二十二年四月二日

○第七十四回国会 参議院会議録第十四号

平成二十二年四月二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成二十二年四月二日

午前十時開議

第一 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
 - 一、裁判官訴追委員予備員の選挙
- 以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

本日、若林正俊君から議員辞職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

辞職願

この度、身上の都合により議員を辞職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます。

平成二十二年四月二日

参議院議員 若林 正俊

参議院議長 江田 五月殿

平成二十二年四月二日 参議院会議録第十四号

○議長(江田五月君) 若林正俊君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(江田五月君) この際、欠員中の裁判官訴追委員予備員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することとし、また、同予備員の職務を行う順序は、これを議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴追委員予備員に外山斎君を指名いたします。

なお、同君の職務を行う順序は、第四順位といたします。

○議長(江田五月君) 日程第一 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長小川敏夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

議員辞職の件 裁判官訴追委員予備員の選挙を改正する法律案

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、新たな農業技術の普及や水田を活用した麦、大豆の生産振興、そして農業の六次産業化に向けた生産、加工、流通における取組等を農業金融の面から一層支援するとともに、国の厳しい財政事情を踏まえ、国の財政資金を有効に活用しながら、民間金融機関による農業融資を円滑化するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業改良資金の貸付主体を都道府県から日本政策金融公庫等に移すことによる効果、新たな食料・農業・農村基本計画と同資金の貸付対象者との整合性、民間金融機関を含めた今後の農業融資の見通し、食料自給率の抜本的向上のため、農家支援策を一層充実する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

賛成	二百四
反対	二百四
投票総数	二百四

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	
山本	博司君	江田	五月君
金子	洋一君	山東	昭子君
植松	恵美子君	山内	徳信君
又市	征治君	風間	直樹君
森木	利治君	鰐淵	洋子君
澤	雄二君	横峯	良郎君
広田	一君	浜田	昌良君
渡辺	孝男君	山本	香苗君
弘友	和夫君	蓮	舩君
福島	みずほ君	加藤	修一君
鈴木	陽悦君	魚住	裕一郎君
松	あきら君	加藤	敏幸君
風間	昶君	喜納	昌吉君
大塚	耕平君	山下	栄一君
平野	達男君	松井	孝治君
草川	昭三君	辻	泰弘君
白浜	一良君	浜四津	敏子君
家西	悟君	山口	那津男君
長浜	博行君	木庭	健太郎君
吉川	沙織君	工藤	堅太郎君
平山	誠君	小川	勝也君
舟山	康江君	土田	博和君
米長	晴信君	外山	斎君
金子	恵美君	大久保	潔重君
姫井	由美子君	行田	邦子君
谷岡	郁子君	山田	則男君
		武内	比呂君
		大河原	雅子君

藤原 良信君	相原久美子君
藤末 健三君	尾立 源幸君
島田智哉子君	大久保 勉君
白 眞勲君	那谷屋正義君
足立 信也君	柳澤 光美君
小林 正夫君	田村耕太郎君
下田 敦子君	大石 尚子君
今野 東君	中村 哲治君
森 ゆうこ君	神本美恵子君
山根 隆治君	谷 博之君
広野ただし君	高橋 千秋君
増子 輝彦君	櫻井 充君
羽田雄一郎君	北澤 俊美君
築瀬 進君	柳田 稔君
円 より子君	広中和歌子君
山下八洲夫君	高嶋 良充君
興石 東君	平田 健二君
梅村 聡君	平山 幸司君
松浦 大悟君	森田 高君
川合 孝典君	徳永 久志君
水戸 将史君	大島九州男君
川崎 稔君	亀井亜紀子君
加賀谷 健君	藤谷 光信君
川上 義博君	林 久美子君
室井 邦彦君	長谷川憲正君
藤本 祐司君	水岡 俊一君
犬塚 直史君	津田弥太郎君
松岡 徹君	芝 博一君
主濱 了君	松野 信夫君
佐藤 公治君	ソルン マルティン君
藤田 幸久君	橋葉賀津也君
岩本 司君	鈴木 寛君
池口 修次君	一川 保夫君
木俣 佳文君	内藤 正光君
福山 哲郎君	小川 敏夫君
亀井 郁夫君	西岡 武夫君
藤原 正司君	佐藤 泰介君
前田 武志君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	大石 正光君
田中 直紀君	田名部匡省君

石井 一君	長谷川大紋君
川田 龍平君	古川 俊治君
塚田 一郎君	森 まさこ君
糸数 慶子君	佐藤 正久君
牧野たかお君	石井みどり君
荻原 健司君	川口 順子君
神取 忍君	岸 信夫君
末松 信介君	中川 雅治君
小泉 昭男君	世耕 弘成君
古田 博美君	松山 政司君
愛知 治郎君	椎名 一保君
有村 治子君	岩城 光英君
岸 宏一君	中川 義雄君
加納 時男君	衛藤 晟一君
伊達 忠一君	鈴木 政二君
藤井 孝男君	鴻池 祥肇君
青木 幹雄君	林 芳正君
尾辻 秀久君	丸川 珠代君
義家 弘介君	山下 芳生君
中山 恭子君	西田 昌司君
磯崎 陽輔君	紙 智子君
丸山 和也君	山田 俊男君
佐藤 信秋君	仁比 聡平君
野村 哲郎君	大門実紀史君
井上 哲士君	石井 準一君
岡田 広君	関口 昌一君
山谷えり子君	河合 常則君
大江 康弘君	小池 晃君
市田 忠義君	加治屋義人君
木村 仁君	橋本 聖子君
山本 一太君	山内 俊夫君
荒井 広幸君	谷川 秀善君
佐藤 昭郎君	泉 信也君
南野知恵子君	溝手 顕正君
浅野 勝人君	松村 龍二君
渡辺 秀央君	

国務大臣

農林水産大臣

赤松 広隆君

議長の報告事項
一昨三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

田村耕太郎君

補欠

姫井由美子君

総務委員

辞任

那谷屋正義君

補欠

行田 邦子君

法務委員

辞任

前川 清成君

補欠

梅村 聡君

外交防衛委員

辞任

藤谷 光信君

補欠

大石 尚子君

財政金融委員

辞任

北川イツセイ君

補欠

西田 昌司君

文教科学委員

辞任

植松恵美子君

補欠

西岡 武夫君

厚生労働委員

辞任

足立 信也君

補欠

大島九州男君

農林水産委員

辞任

梅村 聡君

補欠

前川 清成君

農林水産委員

辞任

丸山 和也君

補欠

西島 英利君

農林水産委員

辞任

仁比 聡平君

補欠

小池 晃君

農林水産委員

辞任

山下八洲大君

補欠

大河原雅子君

国土交通委員

辞任

大河原雅子君

補欠

山下八洲夫君

国家基本政策委員

辞任

西岡 武夫君

補欠

植松恵美子君

行政監視委員

辞任

野村 哲郎君

補欠

塚田 一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事 石井みどり君 (石井みどり君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (閣法第五三三号)

環境影響評価法の一部を改正する法律案 (閣法第五五五号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

介護保険法施行法の一部を改正する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

子ども手当の外国人に対する支給に関する質問主意書(松下新平君提出(第五〇号))

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律

雇用保険法等の一部を改正する法律

介護保険法施行法の一部を改正する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

梅村 聡君

補欠

前川 清成君

文教科科学委員

辞任

足立 信也君

補欠

大島九州男君

厚生労働委員

辞任

大島九州男君

補欠

足立 信也君

国家基本政策委員

辞任

前川 清成君

補欠

梅村 聡君

行政監視委員

辞任

塚田 一郎君

補欠

野村 哲郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事

風間 昶君 (風間昶君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(渡辺孝男君発議(参第三号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)審査報告書

同日議員から次の懲罰動議が提出された。

議員若林正俊君を懲罰に付するの動議(池口修次君外二名提出)

審査報告書

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年四月一日

農林水産委員長 小川 敏夫

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たな農業技術の普及、水田の汎用化を通じた麦・大豆の生産振興、農業の六次産業化に向けた生産・加工・流通における取組の強化等を進めるための金融支援の充実を図るとともに、国の厳しい財政事情を踏まえ、国の財政資金の有効活用を図りながら、民間資金の更なる融通円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十二年年度一般会計予算(内閣府所管及び農林水産省所管)において、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けに対する国の利子補給財源として、農業改良資金について八千万円、担い手育成農地集積資金について一億六千万円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、公的資金及び民間資金を有効に活用しつつ、農業経営の改善を図る際に必要となる資金が円滑に融通されるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 公的資金及び民間資金を有効に活用した農業経営に関する金融上の措置は、農業者等の自主的な判断を尊重した重要な支援措置であること

を十分認識し、使いやすさ、分かりやすさを旨として、制度の運用に当たること。特に、無利子資金に対する需要の増大が見込まれることから、その借入れに際し様々な制約が付け加えられることのないよう、利用者にとって借りやすい環境整備を図ること。

二 新制度が十分に活用されるよう、農業者、都道府県、関係金融機関等に対し、制度改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

また、農業経営に必要な農業者の資金ニーズに応じ的確かつ円滑に融通されるところに、

資金融通後において着実な経営改善が図られるよう、普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密な連携による支援活動を推進すること。

三 見直し後の農業改良資金の貸付けに当たっては、貸付主体となる株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)並びに農業改良措置の認定主体である都道府県による緊密な連携体制を構築し、借入れ窓口等において農業者等にとって親身になった対応が行われるよう、相談・窓口の充実を図るなど農業者等の資金需要へきめ細やかに対応すること。

また、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められる場合には、公庫がその償還金の支払いの猶予を行うよう、所要の措置を講ずること。

四 農業改良資金における担保・保証人の義務付けの廃止は、借入れに対して相当の改善になるものの、それに見合うだけの経営資料の整備等の諸条件が加えられる懸念があることから、借入れに係る諸手続及び書類作成の面でも改善が図られるよう、特段の配慮を行うこと。

五 「当分の間」実施するとされている担い手育成農地集積資金については、食料自給率向上に資する農用地の改良又は造成の推進に果たしてきた役割を検証し、制度上の位置付けの明確化に向けた検討を進めること。

六 銀行等を融資保険の対象にすることについては、融資額に伴う交付金負担を適切なものとし、そのための規程の整備を行うなど、独立行政法人農林漁業信用基金の事業運営にいささかも影響を与えないように万全の措置を講ずること。

七 農業関係者に対する信用保証保険制度等については、今後より一層、農業特有のリスクにも配慮しつつ、事業者の多様なニーズへの対応や利用者の利便性向上が図られるよう、関係省庁が一体となつて、制度相互間の連携の強化など

平成二十二年四月二日 参議院会議録第十四号

必要な見直しを行うこと。

八 農林漁業者の所得の増大を図る観点から、農林水産物に係る地産地消や販路拡大、付加価値向上などの取組を強化するため、制度金融の更なる充実・強化を図ること。その際、無利子資金である林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金等の在り方について、利用者の利便性の観点から、検討を進めること。
右決議する。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十二年三月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

(農業改良資金助成法の一部改正)
第一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金助成法

第一条中「(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。)の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて」を「の融通に関する措置を講ずることにより、」に改める。

第三条を次のように改める。

(公庫が行う貸付け)

第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖繩

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)

は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 農業者又はその組織する団体(次号において「農業者等」という。)に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

二 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第八條第二項において同じ。)に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法(昭和三十一年法律第六号、第十二条第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二項第九号の規定の適用については、同法第十一條第一項第六号中(除く。とあるのは「除く。及び農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務」と、同法第十二條第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一條第一項第一号口、第四十一條第二号及び第六十四條第一項第四号中「又は別表第二十二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二十二号に掲げる業務又は農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第三條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項

第五号」と、同法第五十三條中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金助成法」と、同法第七十三條第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業改良資金助成法第三條第一項」と、同法別表第二項第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務」とする。

3

第一項の規定により沖繩振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖繩振興開発金融公庫法(昭和二十二年法律第一号、第十九條第一項第八号、第三十二條第二項及び第三十九條第三号の規定の適用については、同法第十二條第二項第一号及び第三十二條第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金助成法」と、同法第十九條第一項第八号中「この業務」とあるのは「この業務及び農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務」と、同法第三十九條第三号中「又は別表第五号の業務」とあるのは「若しくは別表第五号の業務又は農業改良資金助成法第三條第一項に規定する業務」とする。

第五條の見出し中「償還期間」を「償還期限」に改め、同条第一項中「貸付金」を「前条第一項第一号の貸付け」に、「償還期間」を「償還期限」に、「含む」は、「を」を含む。第八條第一項において同じ。は、「次項」を「以下この条に、」を「を超えない範囲内で政令で定める期間とする」を「以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつては、五年)以内で公庫が定める」に改め、同条第二項を削り、同条を第四條とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸付けの申込み)

第五條 第三條第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、申込書に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、公庫に提出しなければならない。

第六條を削る。

第七條の前の見出しを削り、同条第一項中「貸付金」を「第三條第一項第一号」に改め、同条を第六條とし、同条の前に見出しとして「貸付資格の認定」を付し、第八條を第七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(融資機関が行う貸付け)

第八條 公庫が行う第三條第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

第四條から前条までの規定は、融資機関が行う第三條第一項第二号の農業改良資金の貸付けについて準用する。

第九條を次のように改める。

(政府が行う利子補給)

第九條 政府は、公庫が第三條第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができるときは、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとし

た場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

第十條から第十七條までを削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第二條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三十八條」を「第三十七條」に、「第三十九條」を「第三十八條」に改める。

第三十五條を削る。

第三十六條中「第三十四條第一項」を「前條第一項」に改め、同條を第三十五條とし、第三十七條を第三十六條とし、第三十八條を第三十七條とし、第六章中第三十九條を第三十八條とする。

附則第八項の前の見出しを「政府が行う利子補給等」に改め、同項中「国」を「政府」に、「株式会社日本政策金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをする」を「株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶ」に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年以内とする。

附則に次の三項を加える。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改める。

第十一條第二号中「及び就農支援資金」を削り、同條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 就農支援資金に係る債務の保証の業務第六十六條第一項中「農林中央金庫及び」を削り、「農林中央金庫等」を「融資保険対象者」に改め、同項に次の二号を加える。

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第六十八條から第七十條までの規定中「農林中央金庫等」を「融資保険対象者」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中農業信用保証保険法第六十六條第一項及び第六十八條から第七十條までの改正規定並びに附則第十四條の規定 公布の日

二 第二條中農業経営基盤強化促進法附則第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則に三項を加える改正規定並びに附則第三條及び第九條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金(第一條の規定による改正前の農業改良資金助成法(以下「旧農業改良資金助成法」という。)第二條に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。)及びこの法律の施行前に旧農業改良資金助成法第七條第一項の規定を受けた者(第四項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に認定を受けた者を含む。)に対してこの法律の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第三條第二項の規定により貸し付けられた融資機関(同項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの法律の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第三條の規定により貸し付けられた都道府県に対する貸付金については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農業改良資金助成法第七條第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の認定については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に都道府県が旧農業改良資金助成法第三條に規定する事業の全部を廃止した場合における政府への納付金の納付については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧農業改良資金助成法第三條に規定する事業を行つてゐる都道府県は、この法律の施行後において第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を行わないとき又は当該貸付けの事業を終了したときは、政令で定めるところにより、旧農業改良資金助成法附則第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の例により算定した額の納付金を政府に納付しなければならない。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行前に貸し付けられた第二條の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法附則第八項の国の貸付金については、なお従前の例による。

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三條の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一條の規定の適用については、同條第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(次号に規定するものを除く。)」と、同條第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第五條 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の

一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条第一項中「農業改良資金助成法を「農業改良資金助成法」に、「同法第五条第一項を「同法第四条」に、「償還期間」据置期間を含む。」は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、三年特定地域資金にあつては、五年」とあるのは「五年」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条とする。
（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第六条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「農業改良資金助成法を「農業改良資金助成法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間」を「同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件

が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項第二号中「第百二十七条第五項第一号ロ」を「第百二十七条第四項第一号ロ」に改める。

第二百二十七条第一項第一号中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、トをヘとし、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トからリまでをヘからチまでとし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号ホ」を「前項第一号二」に、「同項第二号ヘ」を「同項第二号ホ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。
第二百二十九条中「並びに同項第三号及び第四号」を「及び同項第三号」に改める。

附則第四十条第二項中「第百二十七条第七項」を「第百二十七条第六項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行ふものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「ヘ 附属雑収入」とあるのは、「ヘ 農業経営に関する金融上の措置の改善のト 附属雑収入」

ための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）
第九条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項を削る。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

（農業改良資金助成法の一部改正）

「農業改良資金助成法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に、「以下「農業者等」という。」を「次号において「農業者等」という。」に、「同条第二項」を「同項第二号」に、「第四条中「一農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第八条を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「同法第四条（同法第八条第二

項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、三年（特定地域資金にあつては、五年」とあるのは「五年」に改め、同条第三項を削る。

第十二条第二項中「償還期間」の下に「据置期間を含む。以下同じ。」を加える。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の一部改正）

第十一条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「（同法第五条第一項」を「（同法第四条」に、「償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

第九条中「償還期間」の下に「据置期間を含む。次条において同じ。」を加える。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）
第十二条 米穀の新用途への利用の促進に関する

法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に改める。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「第三条第一項中この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「第三条第一項第一号中」に、「以下「農業者等」を「次号において「農業者等」に、「同法」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に改め、「第八条第一項の認定製造事業者等」の下に「(株式会社日本政策金融公庫法を加え、「同法第二項第四項」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二項第四項」に、「以下同じ」を「次号において同じ」に、「同条第二項中この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「を「同項第二号中」に、「第四条中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第八条を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「償還期間」(据置期間を含む)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「について同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第十三条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十八号中「並びに農業改良資金の

貸付けについての助成に関すること」を削る。
(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第四条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)
賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大石 正光君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	金子 洋一君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
小林 正夫君	行田 邦子君
奥石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榎葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田名部匡省君
田村耕太郎君	高嶋 良充君

高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷岡 郁子君
千葉 景子君	シラビヲテ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
土田 博和君	外山 斎君
徳永 久志君	森木 利治君
那谷屋正義君	内藤 正光君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤木 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松岡 徹君	松野 信夫君
円より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	森田 高君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舩君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	浅野 勝人君
荒井 広幸君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
岩城 光英君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大江 康弘君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
神取 忍君	川口 順子君

反対者氏名

河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	椎名 一保君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	中川 雅治君
中川 義雄君	中山 恭子君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
溝手 顕正君	森 まさこ君
山内 俊夫君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
吉田 博美君	義家 弘介君
渡辺 秀次君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	長谷川大紋君

○名

平成二十二年四月二日 参議院会議録第十四号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案 投票者氏名

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 四番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一一五円 (本体 一〇円)